

伊方訴訟ニュース

第79号

1980年3月24日

伊方原発訴訟を支援する会（連絡先：〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル、藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112 口座大阪 48780）

2号炉第4回公判

無内容な国側答弁を激しく追及 住民ペースの審理にいら立つ国側

3月3日の2号炉第4回公判の数日前に、被告国側の準備書面（次頁参照）が、各原告のもとに送られてきた。「スリーマイル島事故による情勢変化も考慮し、原告らにもよく分るように答弁する」と、前回の法廷で国側代理人が約束しておきながら、送られてきた準備書面は、たったの29頁。しかもその大部分は、「原子炉設置許可処分は安全確認の一部であり、しかも「裁量処分」であるので、余ほどのことがない限り、裁判長は国の決定を認めればよい」という主旨の、1号炉裁判でもおなじみの文章である。

原告らが切々と訴えたスリーマイル島原発事故についても、「原告らの主張は裁判との結び付きが全く明らかでない」とか、具体的なことは何一つ説明せずに、「伊方原発はスリーマイル島原発と基本的に違うので、あのような事故が起こるとは考えられない」と居直るなど、住民だけの相手を馬鹿にした内容であった。

午前中に打合せをすませた原告らは、午後1時すぎ、各地からの支援の人たちとともに入廷。出席した16名の原告の顔には、前回と違って、落ち着きと自信があらわれているのが印象的であった。傍聴席も前回と違って満

員で、四電関係者の姿は、やはり無い。

開廷直前に入廷した被告国側の先頭は、今回初出席の、1号炉裁判でおなじみのエース、岩淵検事である。「二軍選手」だけでは、住民側の激しい追及に応じ切れないと、国側も判断したのであろうか。

定刻通り1時30分に開廷。冒頭に原告の矢野さんが立ち、「耳が遠く、法廷でのやりとりがよく聞えないので、録音テープをとらせてほしい」と要求。ついで立った奥本さんも、「自分は目が悪く書面が読めない。国側の説明を理解するためにテープを許してほしい」と発言。他の原告らも口々に、「障害者を差別しないでほしい」、「弁護士20人と補佐人3人も出席している1号炉裁判でさえテープを認めているのに、どうしてここでは許可されないのか、その理由を言ってほしい」、「仕事のため出席できない原告のことも考えてほしい」などなど、裁判長に迫る。裁判長は「合議する」と退席。

まもなく現われた裁判長は、「必要なことは裁判の記録にとってあるから、テープの必要はなく許可しない」と宣言。たちまち、激しい抗議の声か、原告席から一せいに起こる。（以下8頁に続く）

2 号 炉 訴 訟

被告（国側）準備書面（一）（前半）

目 次

- 第一 序 — 本件訴訟の審理について
- 第二 原子炉設置許可の位置付け及びその際の審査について
 - 一 発電用原子炉をめぐる法的規制の体系
 - 1 原子炉等規制法等による段階的規制
 - 2 発電用原子炉に対する複合的規制
 - 二 原子炉設置許可の際の安全審査
- 第三 原子炉設置許可の裁量処分性と本件訴訟の審理のあり方について
- 第四 原子力発電の安全確保の考え方について
 - 一 はじめに
 - 二 原子力発電の仕組み
 - 1 原子力発電の原理
 - 2 本件原子炉の仕組み
 - 三 原子力発電の安全確保の考え方
- 第五 TMI事故等と本件安全審査との関係について

第一 序 — 本件訴訟の審理について

一 取消訴訟である本件訴訟において審理されるべき事柄は、訴訟要件の有無及び本件許可処分の違法事由の有無であることはいうまでもないところ、原告らの訴状における主張を見る限り、それが取消訴訟の論点としてふさわしいものとして十分整理されていないことは、既に答弁書で指摘したとおりである。しかしながら、その後の原告らの主張を見ても、右のような意識に基づいて主張を整理し

た形跡はなく、依然として、いわゆるTMI事故等に関連した、原子力発電に対するばく然とした不安の記述、起こり得ない事態を前提とした仮想的記述、本件原子炉の設置をめぐる政治的ないし政策的事柄についての主張、過去における伊方発電所一号炉（以下「伊方一号炉」という。）あるいは他の原子炉の故障・トラブルの存在の単なる指摘、原子炉設置許可に際しての判断事項ではない事柄に関しての主張などが多く、これらの主張を本件訴訟の今後の審理にどのような形で上程していくのか不明である。このような状況に照らすと、本件訴訟の冒頭において十分に論点を整理し、真に審理に必要な範囲を明確にするようにしていかなければ、今後、適切・円滑な審理が行われ難いのではないかと危ぐされるのである。

このような認識に基づいて、被告は、以下、答弁書（11～15ページ）で述べたところに加えて、本件訴訟の審理のあり方に関連して留意を要すると解する点につき、その見解を明らかにしておきたい。

二 本件訴訟は、原子炉設置許可たる本件許可処分の適法性を争うもの、換言すれば、本件許可申請が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号、昭和52年11月25日法律第80号による改正前のものをいう。以下「原子炉等規制法」という。）24条1項各号、特に4号の要件に適合するとした被告（本件許可処分当時は内閣総理大臣。以下同じ。）の判断の合理性を争うものである。

ところで、原子炉等規制法は、我が国における原子力の研究、開発及び利用についての基本的精神とその方向をうたった原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）を受け（原子力基本法14条及び20条参照）原子力発電の安全性は適切な規制をすることによって十分確保し得るとの国民的合意に基づいて、原子炉の設置を許可制に係らしめたのである。したがって、原子炉等規制法上の原子炉設置許可の適法性を争う本件訴訟においては、原子力発電一般の妥当性、安全性を議論する余地はなく、あくまでも、右に述べたように、本件許可申請に係る右要件適合性についての被告の具体的判断の合理性を論ずるものとして論点が整理されなければならないのである。

そこで、右のような観点から、論点を整理する上で、まず、原子炉設置許可の法律上の位置付け、その法的性質、その際に判断される事項等について十分理解することが必要である。本準備書面の第二においては、その点を明らかにする。続いて第三においては、原子炉設置許可が行政事件訴訟法（昭和37年5月16日法律第139号）30条にいう裁量処分であることを明らかにした上で、同許可の際の被告の判断の当否、特に本件原子炉の安全性に係る科学的・技術的判断の当否についての裁判所の審理のあり方について論ずる。

更に、第四においては、本件訴訟の適切・円滑な進行のために現段階において必要と考えられる限度において、原子力発電の安全確保の考え方について概説し、最後に、原告らが再三取り上げているいわゆるTMI事故、その他の原子炉のトラブルと本件安全審査と

の関係について触れることとする。

なお、発電用原子炉に対する法的規制の体系等について一般的に触れる場合は、特に断らない限り、本件許可処分当時のそれによっている。

第二 原子炉設置許可の位置付け 及びその際の審査について

一 発電用原子炉をめぐる法的規制の体系

発電用原子炉をめぐる法的規制の体系は、安全確保に万全を期す等の観点から、以下に述べるような厳格な段階的かつ複合的規制の手法が用いられている点にその特徴がある。

1 原子炉等規制法等による段階的規制

(一) 一般に、産業設備の安全確保を目的とする行政上の規制の行われる段階は、おおむね次の四つに区分することができる（例えば石油パイプライン事業法（昭和47年6月26日法律第105号）5条、15条、16条、29条等参照）。

- ① 当該産業設備の設置あるいはそれに係る事業の許否を決める段階
- ② 製造・建設・工事に着手する段階
- ③ 運転・操業を開始する段階
- ④ 運転・操業開始後の段階

発電用原子炉の規制体系を見ると、右の四つの段階が明確に区分され、それぞれに対応する規制手続が設けられていることが理解できる。すなわち、その体系の重要な点を述べれば、発電用原子炉を設置する者は内閣総理大臣の原子炉設置許可を得なければならない（原子炉等規制法23条）、その後工事に着手する際に、詳細かつ具体的な設計内容等に関する工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならない（電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）41条。

なお、発電用原子炉については、原子炉等規制法27条から29条までの規定は同法73条によってその適用が除外されている。)。そして、工事の工程ごとに行われる使用前検査に合格しなければ使用することができないし(電気事業法43条)、使用開始後においては、一定の時期ごとに定期検査を受けなければならないこととされている(同法47条)。

このように見ると、原子炉設置許可が前記①の段階に相当する規制手続、すなわち原子炉等規制法等が発電用原子炉の安全確保のために予定している段階的規制手続の冒頭に位置し、発電用原子炉の安全確保のための基本的事項に係る規制を行う手続であることは明らかである。そのみによって自己完結的に安全確保のための規制が完了するものでないこともまた、右の一連の手続構造から見て当然のことである。

なお、他の産業設備の場合と対照して原子炉設置許可に特徴的なことは、行政庁の審査のほか、原子力委員会の審査が行われることである。すなわち、内閣総理大臣は、原子炉設置許可申請を受けた場合には、その申請が原子炉等規制法24条1項各号に規定する許可基準に適合するか否かについて右委員会の意見を求め(同条2項)、同委員会は、当該原子炉の安全性に関する事項については、更に、同委員会に設けられた原子炉安全専門審査会(以下「安全審査会」という。)にその調査審議方を指示し(原子力委員会設置法(昭和30年12月19日法律第188号、昭和51年1月16日法律第2号の附則2項による改正前のものをいう。)14条の2)、安全審査会は、当該原子炉の安全性が十分確保できることとなっているかどうかを専門技

術的見地から調査審議し、その結果を同委員会に報告する。そして右委員会は、その報告を踏まえた上、前記各基準への適合性について判断して、それを内閣総理大臣に答申し、答申を受けた内閣総理大臣は、これを尊重して(原子炉等規制法24条2項)当該申請に対する最終的な判断を下すこととされている。このように行政庁の審査のほか、右委員会(安全審査会)の審査が行われることとされたのは法が発電用原子炉の安全確保について他より手厚い配慮をしていることの証左といえよう。

(二)以上見たように、発電用原子炉については、原子炉等規制法等により段階的規制が行われることとなっているが、更に、同法においては、その他の核原料物質、核燃料物質等の利用については、原子炉に対する規制とは別個に、製錬や加工等各種の段階の事業分野に区分し、各事業に応じて、それぞれにつき厳重な段階的規制を行う構造となっている(同法各章の表題部参照)。

したがって、例えば、原告らが指摘する、使用済燃料の再処理の安全性(訴状8ページ及び同27ページ以下)や固体廃棄物の最終的な処分(訴状8ページ及び同27ページ以下)に関する問題はもちろんのこと(前者については同法第五章において、後者については同法35条、37条、現行原子炉等規制法58条の2によって別途規制されている。)、国の定期検査のあり方等に関する問題(原告準備書面(一)24ページ以下)は、原子炉設置許可に際しての安全審査の対象ではない(電気事業法47条参照)。すなわち、これらの問題は本件訴訟における論点とはならないのである。

2 発電用原子炉に対する複合的規制

発電用原子炉には、原子炉施設としての面と電気工作物としての面との二つの面がある。法の規制もこの二つの面から複合的に行われている。すなわち、原子炉施設としての面については原子炉等規制法に基づく規制を受け、電気工作物としての面については電気事業法に基づく規制を受ける。この二つの法律は、その規制にそごを来たさぬように相互の関連を考慮の上規定されている（原子炉等規制法71条、73条等、電気事業法41条、43条等参照）から、発電用原子炉に係る規制体系を十分理解するためにはこの二つの法律の関連を踏まえて関係規定を検討することが不可欠である。

発電用原子炉が、電気事業法2条7項にいう電気工作物であることはいうまでもない。そして、同法は、その規制体系において、発電用原子炉を他の電気工作物と特に区別して扱っておらず、電気工作物一般に適用される規定はすべて発電用原子炉にも適用される（ただし、事柄の性質上発電用原子炉にのみ適用される規定がある。同法45条参照）。同法は「公共の安全」の確保を基本的目的の一つとして掲げており（同法1条）、その目的に沿う多くの規定を設けているが（特に同法41条から57条までの規定）、それらはすべての発電用原子炉にも等しく適用される。換言すれば、電気工作物としての発電用原子炉の安全確保という観点から、これらの規定は十分機能することが予定されている。例えば、原子炉の具体的な設計に関する規制について見れば、電気事業法41条の工事計画の認可の際に具体的な技術基準（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40

年6月15日通商産業省令第62号）及び発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和45年9月3日通商産業省告示第501号））に対する適合性の有無等が確認されることになっている。

以上のように、法は、発電用原子炉の安全を確保するために、電気事業法上の規制体系に併せて、更に、原子炉の設置に際し原子炉等規制法上の規制手段を設けるという複合的な規制体系を採っているのである。このような規制体系に照らせば、発電用原子炉の原子炉施設としての面を規制する原子炉等規制法上の原子炉設置許可に際しては、原子炉施設固有の事項のみが安全審査の対象となることは明らかである。

したがって、原告らが本件許可処分に際して審査されていないと主張する（訴状8ページ及び同16ページ以下）いわゆる温排水の熱的影響の問題については、いわゆる温排水は、火力発電所の発電設備など蒸気等の冷却のために水を使用する設備からは常に排出されるものであることから理解できるように、その熱的影響は、原子炉施設固有の事項とはいえ、原子炉設置許可に際しての安全審査の対象にはならないのである（ただし、温排水中にごく微量の放射性物質を含む廃液を放出する可能性があるが、この場合における放射性物質による影響については当然原子炉設置許可に際しての安全審査の対象となる。）。

また、原告らは、事故が発生した場合における避難の方法や避難場所等に関する事項が、本件許可処分に際して審査されていないことを問題としているが（訴状5ページ、原告準備書面（一）19ページ以下）、以上述べた原子炉設置許可の法律上の位置付け等からい

って、これらの事項が、その際における安全審査の対象とならないことは明らかである（なお、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）参照）。

二 原子炉設置許可の際の安全審査

以上見たように、原子炉設置許可が段階的・複合的規制の一連の体系の中の部分的な、かつその冒頭に位置する規制であることからすれば、右許可に際しての安全審査の対象は、原子炉施設自体の基本設計ないし基本的設計方針であって、原子炉施設自体にかかわらない事項はもちろんのこと、原子炉施設自体に係る事項であってもその細部にわたる具体的設計（詳細設計）や実際の運転管理上の事柄等が審査対象とならないことは明らかである。換言すれば、右安全審査の実際の機能は、原子炉施設の詳細設計及びその建設・工事の前提となる事項を確定し、これらに対し一定の枠付けを与えるものである。詳細設計の段階においてはその枠付けを前提として設計が行われ、当該設計の当否につき具体的な審査がなされるものであり、原子炉の建設・工事はその詳細設計に従って行われる。そして、建設・工事が完了しても、その運転開始前において安全審査における枠付け等を踏まえて使用前検査が実施され、それに合格し、更に、保安規定の認可を受けた後でなければ、原子炉は運転に入ることはできない。

要するに、法律上の規制手続における発電用原子炉の安全確保の体系は、いわば原子炉設置許可に際しての安全審査を土台とする段階的發展の上に成り立っており、それぞれの段階において十分な安全確保が担保されているのである。

また、原子炉設置許可に際しての安全審査

のあり方について論ずる場合に特に留意すべきことは、右安全審査はあくまでも許可手続の一環として当該申請内容の適否を判断する目的のものであるということである。したがって、安全審査を行うからといって、それによって安全審査会等が原子炉設置者の本来負う安全確保責任を肩代わりしたりするものではないし、また、安全審査の場において原子炉の安全性に係る技術に関する研究・開発等を行うようなことは予定されていないのである。原告らは、本件安全審査が四国電力株式会社の提出した書類等に基づいて行われたことをもって自主性を欠く等と非難するようであるが（訴状9ページ）、このことは、右に述べた安全審査のあり方から見て、むしろ当然のことであって何ら異とすべきものではない。

第三 原子炉設置許可の裁量処分性と

本件訴訟の審理のあり方について

原告らの主張を見ると、それが本件許可処分の違法事由とどのような関係があるのか意識しないまま原子力発電一般あるいは本件原子炉の安全性に関する科学的・技術的問題について断片的に訴えている部分が多い。このことは、原告らが裁判所に本件原子炉の安全性についての実体的判断を期待しているものと見ることもできよう。つまり、原告らは、裁判所自らがあたかも行政庁と同じような立場に立って原子炉の安全性に係る事項をこと細かに具体的に審理・判断し、その結果に基づいて本件許可処分の当否を決めるべきであると考えているようである。

しかし、そもそも、裁判所が行政庁の判断を全く前提とせずに、いわば白紙の状態からある原子炉が安全であるか否かについて審理

し判断するというようなこと、すなわち本件原子炉の安全性に関して、行政庁が行ったところの判断に至る過程を裁判所が自らあたかも行政庁が行ったと同様にこれをフォローしてその当否を確認する作業を行うというようなことが、行政処分の適否について司法審査のあり方として到底適切といえ難いことは多言を要しないところであろう。また原子炉の安全性の問題は、事柄の性質上、専門の科学者の間において議論の対象となっている事項も多く、高度の専門的・科学的知見によらなければ判断のできない事柄であり、このような問題について、非専門家である裁判官が独自の立場においてその安全性について実体的に判断するというようなことが行政処分の適否についての司法審査のあり方としては適切でないことは明らかである。

もとより、原子炉等規制法24条1項4号にいう「災害の防止上支障がないものであること」という要件そのものは、法的概念であるが、右4号要件を充足するか否かということについての判断は、原子炉の安全性に係る科学的判断、しかも、極めて高度の専門的知見に基づくそれを抜きにしては考えられず、それと、いわば不可分一体をなすものである。原子炉等規制法24条2項が原子炉設置許可の基準の適用について原子力委員会の意見を尊重しなければならない旨規定するのも、原子炉の安全性に係る事項に関していえば正にこのことを示すものと解されるべきである。

以上に述べたことは、原子炉の安全性に係る行政庁の判断について裁判所が一切その当否を審理できないなどということの意味するものではない。問題は、裁判所がどの程度まで専門技術的内容に立ち入って審理し、判断

すべきかということである。すなわち、本件訴訟における裁判所の審理は、原子炉の安全性に係る公権的判断について第一義的責任を有する行政庁の判断を前提として、それが行政庁としての立場における判断として相応の合理性があるか否かを判断するためのものになるべきであるといわなければならない。そして、このような判断は、専門技術的事項に係る行政庁の判断について、その過程を事項ごとに個々に分解して各事項ごとにその当否を直接決めていくという形のものでなく、それを総合的、全体的に考察して合理性があるか否かをレビューするという形においてなされるべきものであるから、裁判所の審理は、行政庁の判断についてそこに明白な不合理があるか否かを審理して判断するというものにならざるを得ないのである。

結局、本件原子炉の安全性の問題については、「行政庁の判断に、本件原子炉の安全性に本質的にかかわるような明白な不合理があるか否か」ということが、本件訴訟において本案についての審理を行う場合の眼目となるべきものであり、審理の結果、裁判所が右のような明白な不合理があると認めた場合に初めて行政事件訴訟法30条にいう行政庁の裁量権の濫用、逸脱があったものとして本件許可処分を取り消すことができることになるのである。

したがって、原告らの原子力発電一般あるいは本件原子炉の安全性の問題に関する断片的記述は、本件許可処分の違法事由にかかわる主張として呈示されるためには、本来、被告の判断に本件原子炉の安全性に本質的にかかわるような明白な不合理があることを示す具体的事実に係る主張として整理・構成され

なければならぬのである。例えば、原告らはいわゆるTMI事故について多くの紙数を割いているが、それらの記述によっても、TMI事故における事象が本件許可処分の際しての被告の判断の合理性にどのような影響を与えるのか全く不明である。

(以上述べたことに関しては、山田幸男「自由裁量」行政法講座第二巻125ページ以下、南博方ほか編「行政法(1)行政法総論」150ページ以下、阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律上の論点」ジュリスト668号16ページ、最高裁昭和33年7月1日第三小法廷判決・民集12巻11号1612ページ、最高裁昭和33年9月10日大法廷判決・民集12巻13号1969ページ、最高裁昭和42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043ページ、松山地裁昭和53年4月25日判決・行裁例集29巻4号588ページ(618ページ)・判例時報891号38ページ(358ページ)、最高裁昭和53年10月4日大法廷判決・判例時報903号3ページ等を参照されたい。)

(以下次号に続く)

(1頁から続く)

いずれももっともな原告らの声に押された裁判長は、「もう一度必要な理由を言ってほしい」と発言。原告らは、①身体障害者も裁判に参加できるようにせよ、②被告の説明を十分に理解したい、③欠席原告らのため、④まわりの住民に知らせ相談したい、⑤1号炉裁判で許可されている、と、再度その理由を説明する。裁判長は、「合議したい」と再び姿を消す。

待つこと約30分。着席した裁判長は、原告らの要求を受け入れ、「原告らが訴訟準備

以外にテープを使用しないことを認め、口頭弁論中に限り許可する。ただし、証拠調べの段階で再検討したい」と発言。原告・傍聴席から、「それでよろしい」との声。

ついで裁判長は、準備書面を陳述するように被告に言う。すかさず原告の西園寺さんが立ち、「答弁書では20ヶ所以上『争う』と書かれている。前回、国側代理人は『情勢の変化も考慮して改めて答弁し、分り易く説明する』と言った。この準備書面はさっぱり理解できないので、国側は約束通り、よく分るように詳しく説明してほしい。ただの棒読みは認めない」と釘をさす。

氣勢をそがれた国側を救うように、裁判長は、「分るようにといっても際限がないから、できるだけ分り易くやってもらうということしかない。この準備書面が分らないというが、法律的な意味は法律をやっている私らには理解できる」と発言。原告席から一せいに抗議の声が上る。「裁判長はほんとうに分っているのか」、「裁判長は、答弁書以後の情勢変化もこの書面に含まれているのだらうと、さっき言ったが、被告の肩を持った偏見ではないか」などなど。しばらく裁判長と原告らの応酬が続く。

裁判長「行政訴訟では、まず被告が主張し、それに原告が反論するというやり方で進めるので、何もかもすべてのことを一度に答える必要はない。」

原告「前回の約束は裁判長も認めたではないか。約束通りやってほしい。」

裁判長「裁判のやり方は裁判所がきめる。原告のいう通りにはやれない。」

原告「被告に抗議しているのに、どうして裁判長が横から出てくるのか」、「シロウト

でも裁判やれるように努力することこそ民主主義でないのか。裁判長は、法律の知識のある者しかやれないと言っている。」

こうしたやりとりの最中に、奥本さんのささいな発言をとらえた裁判長は、「法廷は何でもいたい放題にいえる場ではない」と、退廷を命じる。原告側は、意志統一のために10分間の休憩を要求。

再開後、原告の近藤さんが代表して、国側の陳述を認める前提として、つぎの三点を要求した。①棒読みでなく分り易く説明する、②答弁書との関連をはっきりさせる、③分らなかったことについては口頭による質問を許してほしい、と。これに対し裁判長は、「答弁書との関連では、今回の書面は、被告のはじめての主張と理解している。ともかく陳述を始めてほしい」と、国側代理人を促す。

陳述のトップはエースの岩渕検事。「原告らの主張は整理されておらず、この法廷で争える事項と審理のあり方について、さきの答弁書を補足して説明する」と、偉そうに発言して坐る。続いて三人の国側代理人がつぎつぎと立ち、準備書面の各章を、「てにをは」を多少変えるだけの棒読み調で陳述。

陳述が終ると西園寺さんが立ち、「いまの説明は書面の通りで、分らないことばかりだ。気付いただけでも数10ヶ所もききたいことがある。質問するので口頭で答えてほしい」と要求し、つぎのような応酬が続く。

裁判長「口頭で答えられるかどうかを判断したいので、疑問点を一、二あけてほしい」

原告「たとえば、地盤・地震について、答弁書では『争う』となっているのに、この書面には一ことも書かれていないのはなぜか」

裁判長「被告としては、さらに主張をする

つもりですか」

被告「現段階ではこれで十分」

原告「十分とは何か。どこに私たちの疑問に答えてあるというのか」

原告席からの激しい追及の声に、裁判長は三度目の「合議」に入る。再開後、裁判長はつぎのように審理の方針を宣言。「被告が安全と判断した根拠をまず示し、それに対して原告が反論するというやり方で進める。したがって、被告からの主張が出るたびに、それについて分らないことは釈明するように」と。

原告「反論するにも今日のような棒読みではどうしようもないので質問させてほしい」

裁判長「疑問点は釈明として出してほしい。口頭での質問を許すかどうかは、それで判断したい」

この時、岩渕検事はつと立上り、珍らしく上ずった声でつぎのように言い放った。「我々が必要だと考える範囲で訴訟行動をやる。また、原則として文書で回答する。いかなる批判があっても、このことだけはともかく言っておく」と。裁判所への威嚇をあらわにした逆上ぶりに、原告・傍聴席から、「その態度は何だ」との激しい抗議の聲がとぶ。

裁判長「釈明したい時は最低1ヶ月以上の準備期間をおくように。また、回答も書面でやることを原則にする」

原告席から、口々に抗議の発言が続く。「裁判長、さっきまで、口頭でも許すといっていたのに、なぜ急に変更するのか」、「以前に打合せした時、準備書面以外は文章で書かなくてもいいと裁判長は言っていたではないか。口頭弁論ということの主旨を十分に生かしてほしい」などなど、と。

しかし裁判長は、「ともかく釈明したい事

項は書面で事前に出してほしい」と突っぱね、原告らも「あくまで口頭でやる」と言ったままで閉廷。次回は、裁判官の人事移動があるため、6月23日午後1時半にきまる。

裁判所の庭で開かれた総括集会では、法廷での長時間にわたる原告団の粘り強い闘いの成果を確認した。そして、住民ペースで進んできたこれまでの裁判に対する、司法権力の巻き返しも覚悟しながら、あくまで、住民でやれる安全論争をかちとって行くことを誓い合いつつ散会した。(Q)

伊方住民ユンクさんと交流

さる2月10日、「原子力帝国」などの著者として知られている西ドイツのユンクさんが伊方を訪れた。日本の住民運動にじかに触れたいとのユンクさんの願いが、藤田弁護団長の肝いりで実現した。伊方弁護団から藤田、井上、田中の三弁護士、それに、作家の真継伸彦氏と精華大学の中尾ハジメ氏の計5名が同行。予讃線の故障などで午後7時到着の予定が3時間も遅れる。伊方の共闘委員会の拠点、川口会長宅が会場だが、川口さんは残念ながら入院中。八西連絡協の住民、それに四電3号炉が噂されているお隣りの瀬戸町小島地区の人たちも遠路参加して満員。

交流は、住民側からユンクさんの考を聞くという形で進められた。ユンクさんは、「伊方の闘いは世界の反原発の闘いを支えている」、「原発の安全を保障する金属材料は無く、事故は避けられない。そのことをよく知っている科学者たちが一般に伝えないことが恐ろしい」、「運動の中に笑いや楽しみも加えたら」などなど、ひどい疲れにもめげずに話す。名通訳の中尾さんのおかげもあって、国が違っ

ても反原発で闘う者同士の心が通い合う。夜も更けた午前0時すぎ短い集いは終る。

翌日、ユンクさんは原発を望む四電PR館に立寄り、「悪魔の神殿」と評して広島へ。

米国製支持ピンもダメ

現在「定期点検」中の大飯原発1号炉で、制御棒案内管の支持ピンにひび割れが発見された。同種の欠陥は、さきに伊方などでも見つかっていたが、原子力安全委員会は、「ウエンチングハウス社製は大丈夫」と、大飯の支持ピンの点検を拒否していた。今度は「設計以上の力がかかったためらしい」と、様にならぬ言いわけでお茶を濁そうとしている。

会計報告 ('80. 2 / 15 ~ 3 / 15)

収入

会費	5,700.00
ニュース購読料	5,970.00
準備書面売上金	23,900.00
カンパ	2,500.00
コピー代金	3,500.00
計	41,570.00

支出

ニュース印刷代	2,250.00
郵送料	2,174.00
振替手数料	2,380.00
資料費	1,200.00
コピー料金	5,340.00
事務用品費	1,550.00
準備書面印刷代(内金)	29,000.00
計	39,277.00

差引 2,293.00

(借入金返済に充当)

借入金合計 37,748.90